

令和4年度日本学生支援機構大学院奨学生

(第一種・第二種)の募集について

このことについて、下記のとおりお知らせします。申請希望者は、下記要領で期限内に申込手続きを行ってください。

記

1. 募集案内の配付・申請希望の申し出等

◆申請希望者には**募集案内(※)**等必要書類を配付します(M1, D1 学生にはオリエンテーション資料として配付済み)。教育学部・教育学研究科教務係窓口にて受領ください。来学できない方には郵送しますので、郵送先・宛先を教務係宛メールでお知らせください。

※募集案内は、以下の日本学生支援機構ホームページからダウンロードも可能です。

日本学生支援機構ホーム→奨学金→申込みに関する手続き→進学後に申し込む(在学採用)→在学採用の申込みのてびき(奨学金案内)→大学院に在学中の方

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/in.html>

2. 申請希望の方は、教務係にメールにて連絡をお願いします。

メール件名:【日本学生支援機構貸与奨学金(大学院)申請希望・「学籍番号」「氏名」】

3. 申込手続き

I. 必要書類の提出期限

◆提出先、提出期限等

①令和4年4月25日(月)教務係締切→初回交付は令和4年6月10日(金)

②令和4年5月30日(月)教務係締切→初回交付は令和4年7月11日(月)

(②の申請者も4/25までに申請希望の旨、教務係あてメール連絡すること)

教育学部・教育学研究科教務係宛に提出ください。(締切厳守)

II. 必要書類

※提出された書類は返却しませんので、各自、写しをとって保管しておくこと。

①確認書兼個人情報取扱いに関する同意書 **提出用**[所定用紙]

②成績証明書(本学部・研究科出身者は不要)

前期課程学生は学部在学時のもの。

後期課程学生は前期課程在学時のもの。

③収入計算書[用紙②所定用紙]

本人の令和3年及び令和4年の収入に関する状況(見込)について記入すること。

なお、スカラネットに入力する際の「I-あなたの所得情報」の収入金額(年額・税込)本年見込の欄と一致させること。採用未決定の奨学金等については、収入に含まないこと。

また、収入金額=支出金額(授業料、生活費含む)になるように記入すること。

※父母等からの給付がある場合は、給付者の自署が必要です。実家等に郵送するなど原本の提出が期限まで間に合わない場合は、取り急ぎメールやFAX等でやり取りした写しの提出を可とする。ただし、後日、原本を必ず提出すること。

④収入に関する証明書類

※令和3年1年間（1～12月）の証明書類を提出してください。ただし、就職・転職・退職などで収入に変動がある場合は令和4年給与明細・年収見込証明書等が必要です

※収入がない方も、市区町村が発行する所得証明書または課税証明書を提出してください。

○定職収入がある場合：

給与所得者⇒源泉徴収票（写し）

給与所得者以外⇒確定申告書（控）の写し（税務署受付印のあるもの）

または市区町村発行の所得証明書

○アルバイト収入がある場合：アルバイト先の収入証明書

○奨学金を受けている場合：奨学生採用決定通知または受給額がわかる書類の写し

⑤スカラネット入力下書き用紙（大学院）[用紙①所定用紙]

全て漏れなく記入してあるものの原本提出。

4. スカラネットによる手続き（インターネットによる申込み）

「スカラネット入力下書き用紙」（教務係に提出したものの写し）に従い、ホームページから入力すること。【**入力期限：①5月1日（日）②6月5日（日）**】

ホームページアドレス（URL）：<http://www.sas.jasso.go.jp/>

※教務係で申請内容及び『スカラネット入力下書き用紙』を確認してからメールにてユーザID・パスワードをお知らせいたします。メールが届き次第、スカラネット申込みを行って下さい。入力後は受付番号が出るので必ず控えておいてください。

※入力時の注意（以下を参照して入力すること。）

D-あなたの在学情報

(7)昼夜課程：昼

(10)修業年限

前期課程：2年0カ月 後期課程：3年0カ月

E-奨学金貸与額情報

3(1)入学時特別増額貸与奨学金(10万～50万円)を希望できる要件として、事前に「日本政策金融公庫」の「国の教育ローン」の申込みをした後、ローンが利用できなかった場合の証明書が必要です。

G-保証制度、H-あなたの返還誓約書情報

機関保証制度とは、連帯保証人や保証人による人的保証に代えて、一定の保証料を保証機関に支払うことにより、奨学金の貸与を受けることができる制度。なお、連帯保証人を選択した場合には、奨学金採用時（令和4年7月頃）に、連帯保証人及び保証人を立てる必要があります、印鑑証明書や所得証明書が必要になるので、なるべく保証制度を利用することをおすすめします。

I-あなたの所得情報

生活費や授業料等の支払に対し、合理的な金額であるよう、アルバイトの予定や父母からの給付・預金等の取崩し等を記入すること。

(1)定職・アルバイト「父母等からの給付額」

自宅通学者

食費・住居費など金銭・物品を問わず、本人の日常生活において、一般的

に家計から支出されるものを金額に算定し、更に、授業料・通学費・小遣い等、本人に支給または本人に代わって家計から支出した金額も算定して合計した金額を記入すること。

自宅外通学者

金銭・物品を問わず本人が父母等により給付を受けた金額、及び父母等が本人に代わって負担した金額の合計額を記入すること。

5. その他

申込みの採択結果は、第1回目奨学金の振込有無をもって代えさせていただきます。

申込の流れ

- ① 募集案内の確認（窓口・郵送で受領／機構HPからダウンロード）
- ② 申請希望について教務係へメール連絡
- ③ 必要書類の準備
- ④ 必要書類の提出
- ⑤ 教務係から、スカラネットのID・PWのメール受領
- ⑥ スカラネットで申込手続きを完了させる

★新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生に対する緊急対応について★ (第二種奨学金)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生は、以下の対応措置が実施されます。

- ・ 緊急特別無利子貸与型奨学金申請（新規採用）【期限：随時／最終 11/30（水）】
- ・ 休学しボランティアに参加する等の活動を行う者の休学中の奨学金貸与申請（新規・既採用者）【期限：新規 4/25（月）・既採用者は毎月 20 日】
- ・ 貸与奨学金期日前交付申請（既採用者。7月の振込時に8,9月分も併せて振込）【期限：5/11（水）】

※この申請を希望する方は、事前に教務係へ連絡し必要書類を入手のうえ、上記期限までに提出ください。なお、詳細は別紙資料（別紙 2-1, 2-3, 2-4, 2-5）を参照ください。

教育学部・教育学研究科 教務係
〒980-8576 仙台市青葉区川内 27-1
TEL:022-795-6105 / FAX:022-795-6110
E-mail:sed-kyomu@grp.tohoku.ac.jp

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等に対する緊急支援について
【緊急特別無利子貸与型奨学金の推薦について】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりアルバイト収入が大幅に減少した学生等を対象として、緊急特別無利子貸与型奨学金の募集を行います。以下について参照のうえ、推薦してください。

■ 奨学金概要

- 奨学金名称：「緊急特別無利子貸与型奨学金」
- 第二種奨学金（有利子）制度を活用しつつ利子分を国が補填し、実質無利子（0.0%）にて貸与します。
- 奨学生の選考は、以下の 1.（4）に基づき、行います。
既に第一種奨学金の貸与を受けている奨学生についても、「緊急特別無利子貸与型奨学金」については、併用貸与の基準（人物・学力・家計）ではなく、第二種奨学金（有利子）の基準（人物・学力・家計）による選考を行います。
- 学校ごとの推薦内示数はありませんので、要件を満たす希望者を推薦してください。

1. 推薦対象

（1）対象学種

- ・ 大学、短期大学の本科生、専攻科生及び別科生
- ・ 専修学校（専門課程）の本科生及び上級学科生
- ・ 高等専門学校 of 本科生及び専攻科生
- ・ 大学院修士・博士前期課程、専門職大学院（法科大学院を含む。）、博士・博士後期課程及び博士医・歯・薬（4年制）・獣医学課程の学生

（2）対象学年

全学年

※高等専門学校生（本科生）は 4 年次、5 年次が対象です。

（3）採用規模

推薦内示数はありません。

下記（4）対象者の要件に合致した適格者は推薦可能です。

(4) 対象者の要件

以下の要件を全て満たすことが必要です。

①第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしていること

※家計基準は、本機構で確認します。

②推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと（令和4年度第二種奨学金予約採用候補者で進学届提出により採用となる予定の者も推薦対象となりません）

③家庭から多額の仕送りを受けていないこと（仕送り額が年間150万円以上ではないこと）

④生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと

⑤学生等本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少したこと（「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」の実施区域となったこと等により、令和4年度において新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト収入が50%以上減少した。予定していたアルバイトにつけず見込んでいた収入が得られなくなった等）

※③～⑤は当該要件を確認した上で、大学等が推薦

2. 申込・推薦期限及び初回交付日

(1) 申込期限

通常の年間の応急採用の申込期限と同じ

ただし、最終申込期限は令和5年1月24日（火）

(2) 推薦期限

通常の年間の応急採用の推薦期限と同じ

ただし、最終推薦期限は令和5年1月25日（水）

(3) 初回交付日

原則、推薦の翌月11日（土曜、日曜、祝日の場合は前営業日）

※4月は、4月21日（木）

5月は、5月16日（月）

3.貸与期間

(1) 貸与始期

「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の適用等に伴い、アルバイト収入が大幅に減少した月以降で希望する月（令和4年4月以降）を選択

(2) 貸与終期

令和5年3月までの貸与となります。（令和4年度限りの貸与となります）

4.貸与金額

	学部、短期大学、 専修学校（専門課程）、 高等専門学校	大学院
緊急特別無利子貸与型奨学金 【貸与月額】	2～12万円（※1） （1万円単位で選択）	5万円、8万円、10万円、 13万円、15万円から選択（※2）

※1 以下の課程に在学する学生は、貸与月額12万円を選択した場合に限り、次のとおり増額ができます。

なお、本奨学金の採用者については、増額分の利率についても無利子（利率0.0%）となります。

・私立大学の医学・歯学の課程：4万円増額（12万円+4万円=貸与月額16万円）

・私立大学の薬学・獣医学の課程：2万円増額（12万円+2万円=貸与月額14万円）

※2 法科大学院において貸与月額15万円を選択した場合に限り、次のとおり増額できます。なお、本奨学金の採用者については、増額分の利率についても無利子（利率0.0%）となります。

・法科大学院の増額：4万円増額（15万円+4万円=月額19万円）

7万円増額（15万円+7万円=月額22万円）

※3 入学時特別増額貸与奨学金も無利子（利率0.0%）となります。（1年生または編入学者のみ）。

なお、入学時特別増額貸与奨学金は、同時に申し込む第二種奨学金の貸与始期を入学年月とする必要があります。

5.奨学金申込みにかかる留意点

(1) スカラネットによる申込み

① 申込希望者向け資料

学校担当者用ホームページの本通知の掲載箇所に資料「緊急特別無利子貸与型奨学金」インターネット（スカラネット）入力に関する補足」（以下の②～⑧についても記載）をあわせて掲載しています。本奨学金の申込希望者に対し、「奨学金案内」とあわせて制度や手続き方法を周知いただく際にご利用ください。

② 採用種別の選択画面

「**（3）緊急採用・応急採用（貸与奨学金のみ）**」を選択するようご案内をお願いします。

③ 収入に関する証明書類の提出及び所得の入力

申込時においてマイナンバーを提出する必要はありませんが、収入に関する証明書類の提出及び全ての所得について入力が必要となります。（下記（2）参照）

④ 希望する貸与奨学金の選択

（C－奨学金申込情報）

「（3）第二種奨学金のみ希望します。」を選択するようご案内をお願いします。

※ 「併用貸与」を選択している場合は、学校において推薦時に訂正をお願いします。

⑤ 希望する貸与開始月の選択

（F－奨学金貸与額情報 2（4））

アルバイト収入が大幅に減少した月以降で「**2022年4月～2023年3月**」の範囲で入力するようご案内をお願いします。

⑥ 被災状況コードの選択<<重要>>

（K－特記情報 7.）

プルダウンリストから「**緊急特別無利子**」を選択するようご案内をお願いします。

※ 未選択、又は誤って他の項目を選択した場合は、本奨学金の選考対象となりませんので注意してください。

⑦ 家庭事情の入力

（L－家庭事情情報）

学校における要件確認にご利用いただけるよう「**(1)家庭からの仕送り額 (2)生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合 (3)学生等本人のアルバイト収入の減少**」を明記し、新型コロナウイルス感染症の影響により学生生活の継続に支障をきたしている事情等について、具体的に詳しく入力するようご案内ください。

⑧ 家計急変の事由の選択

（緊急・応急採用情報 1.）

「(15)本人の収入減少及び支出増大に伴う経済困難」を選択するようご案内をお願いします。

⑨ 家計急変の事由が生じた年月の入力

（緊急・応急採用情報 2.）

アルバイト収入が大幅に減少した月を入力するようご案内をお願いします。

※ 大学院、高等専門学校の場合は、（）内の項目番号等を読み替えてご確認ください。

(2) 提出書類

次の①～③の提出書類を学校へ提出するようご案内をお願いします。

なお、提出書類は全て学校保管となります。

① 「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」

在学定期採用の様式を配付し、提出するようご案内をお願いします。

② 生計維持者の収入に関する証明書類

本奨学金は、短期間で選考し奨学金を早期に交付するため、申込時に生計維持者の 2021年度（2020年1月～12月分）の所得証明書類（ただし、9月以降に申込む場合、2022年度

(2021年1月～12月分)の所得証明書類などの提出を求め、インターネット（スカラネット）の該当する所得項目に入力するようご案内をお願いします。

なお、2020年1月2日以降（9月以降に申込み場合、2021年1月2日以降）に転職等により生計維持者の収入に変化が生じている場合は、家計急変後の給与明細（直近3か月分）等を提出のうえ、インターネット（スカラネット）の該当する所得項目に入力するようご案内をお願いします。

③ アルバイト収入減等の証明書

アルバイト収入減等（上記1（4）の③～⑤）を学校で確認できるよう証明書類の提出を求めてください。なお、証明書類は、様式自由による自己申告書も認められます。

※ 提出書類は在学採用等の推薦関係書類と同様に、一定期間保管後、廃棄をお願いします。（貸与奨学金「奨学事務の手引」第10章参照）

④ 入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書等

認定所得金額が基準額を上回る場合は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用できなかった旨の申告書等の提出が必要となりますが、家計基準の審査は本機構において行うため、当該対象者は採用決定時に確定します。当該対象者は、採用決定後に学校を通じて不備の無い申告書等が本機構に提出されるまで、入学時特別増額貸与奨学金の振込みができません。

採用決定後は、スカラA Cの「選考ソフト」（「D. 選考状態の確認」画面）で申告書等の提出が必要な者を必ず確認のうえ提出について指導を行い、申告書等を速やかに本機構（採用課採用係）に送付してください。

6. 推薦にかかる留意点

(1) 推薦にかかるQ & A（令和4年4月1日版）を学校担当者用ホームページに掲載していますので、参照してください。

(2) 選考ソフトからの推薦にあたっては、学校担当者用ホームページの本通知の掲載箇所に資料「選考ソフトの入力内容の確認に関する補足」を掲載していますので、ご確認をお願いします。

※ 入力内容について以下の点を確認のうえ推薦してください。

- ・**応急採用**の申込みであること
- ・申込区分は**(3) 第二種奨学金のみ希望**であること
- ・希望する貸与始期は**2022年4月～2023年3月の範囲**であること
- ・被災状況は**緊急特別無利子**であること

(3) 本奨学金の推薦にあたり「推薦書」（紙）の提出は必要ありません。

7. その他

(1) 採用関係帳票について

本奨学金の採用者については、通常の第一種奨学生や第二種奨学生として採用となった者と共に、奨学関係月次発送において各学校へ「奨学生証」及び「返還誓約書」を送付します。

・対象者の「奨学生証」は、「緊急特別無利子貸与型奨学金」と印字していますのでご確認ください。

・対象者の「返還誓約書」は、「返還の条件（目安）」欄に以下の印字をしていますのでご確認ください。

【緊急特別無利子貸与型奨学金】返還の条件（目安）には、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は、年3.2%）で仮計算した割賦金等が記載されていますが、「緊急特別無利子貸与型奨学金」の対象のため、表記に関わらず実質無利子となります。実際の返還額は、返還開始前に送付する通知で確認ください。

・採用後に、奨学生本人のマイナンバーを本機構に提出いただきます。提出対象者の「マイナンバー提出書」を送付しますので、配付をお願いします。

(2) 貸与奨学金の返還について

本機構の貸与奨学金は、返還の義務があります。そのため、返還時の負担を考慮した適切な貸与月額を選択する等、学生等が返還義務と返還時の負担の程度を十分自覚したうえで奨学金の申請手続を行うよう、ご指導願います。

また、実質無利子の奨学金のため、「返還額」及び「保証料（機関保証制度選択者のみ）」の取扱いが通常の第二種奨学金（有利子）と異なりますので、詳細については別添の返還に関する説明資料「『緊急特別無利子貸与型奨学金』の採用となった皆様へ」をご確認ください。なお、採用者がいる学校には、「奨学生証」「返還誓約書」とあわせて人数分の説明資料をお送りします。

(3) スカラAC「奨学生一覧」及び各種ダウンロードデータ

本奨学金の採用者については、貸与期間が今年度限りであることから、本機構において貸与終期を原則一律に2023年3月として採用処理を行います。

(4) 本制度では、第一種奨学金に設定されている「所得連動返還方式」、「猶予年限特例」、「特に優れた業績による返還免除（大学院）」は適用されません。

(5) 給付奨学金の家計急変採用や、通常の貸与奨学金の緊急採用・応急採用の推薦事務に関するお問い合わせについては、以下のお問い合わせ先を参照してください。

以上

<推薦事務に関するお問い合わせ先>

「緊急特別無利子貸与型奨学金」	「給付奨学金の家計急変採用」 「貸与奨学金の緊急採用・応急採用」
貸与・給付部 採用課（特設電話） 電話番号：03-6636-6180 （平日9時00分～18時15分） FAX番号：03-6743-6669	貸与・給付部 特別採用課 電話番号：03-6743-3819 （平日8時30分～18時15分） FAX番号：03-6743-6671

「緊急特別無利子貸与型奨学金」の採用となった皆様へ

－ 緊急特別無利子貸与型奨学金の返還について －

1 返還について

「緊急特別無利子貸与型奨学金」は、第二種奨学金（有利子）制度の利子分を国が負担することで、**実質無利子にて貸与するものです**。奨学金の財源に占める返還金の割合は非常に大きく、将来に渡って多くの学生等を支援していくためには、奨学金を確実に返還していただくことが極めて重要になっています。

2 返還額について

「緊急特別無利子貸与型奨学金」は、国が利子分を負担して、有利子奨学金を実質無利子奨学金にするという仕組みのため、返還いただく際には以下のとおり「**通常の有利子奨学金の返還の元金分のみを返還いただくこととなります。**（利子分は国が負担します）」

例：奨学金の月額：120,000円 の場合
4月～3月に借りた場合の総額：1,440,000円
利率（固定方式）：0.369%
返還年数：13年（156回）

緊急特別無利子貸与型奨学金の返還

回数	返還額	うち元金	うち利子
初回	9,013円	9,013円	0円
2回目	9,015円	9,015円	0円
3回目	9,018円	9,018円	0円
...
154回目	9,447円	9,447円	0円
155回目	9,450円	9,450円	0円
156回目（最終回）	9,430円	9,430円	0円

通常の有利子奨学金の返還

回数	返還額	うち元金	うち利子
初回	9,471円	9,013円	458円
2回目	9,471円	9,015円	456円
3回目	9,471円	9,018円	453円
...
154回目	9,471円	9,447円	24円
155回目	9,471円	9,450円	21円
156回目（最終回）	9,559円	9,430円	129円

この金額（元金のみ）を毎月返還いただきます。

利子は0円となります（国が負担します）

3 問い合わせ先



日本学生支援機構ホームページ <https://www.jasso.go.jp/>

電話でのお問い合わせ先（日本学生支援機構 奨学金相談センター）
TEL：0570-666-301（ナビダイヤル・全国共通）
月曜日～金曜日9時00分～20時00分（祝日・年末年始を除く）



(機関保証制度選択者のみ)

「緊急特別無利子貸与型奨学金」の採用となった皆様へ － 緊急特別無利子貸与型奨学金の保証料について －

1 貸与中の保証料について

機関保証制度を選択した場合、毎月の貸与月額から保証料が差し引かれて口座に振り込まれます。「緊急特別無利子貸与型奨学金」は、第二種奨学金（有利子）制度を活用しつつ、利子分を国が負担する制度ですが、奨学金の貸与中は、通常の第二種奨学金（有利子）と同額の保証料が差し引かれます。

2 保証料の支払いについて

「緊急特別無利子貸与型奨学金」の保証料は、①で記載のとおり、奨学金の貸与中は、通常の第二種奨学金（有利子）の保証料が適用されますが、返還の必要がない利子分に係る保証料については、本来お支払いいただく必要のないものですので、奨学金の返還時に精算いたします。

3 保証料の精算について

②に記載の精算方法については、あなたが大学等を卒業し、奨学金を返還する際の初回返還時に本機構にて精算処理を行います。具体的には、貸与中余分にいただいた保証料相当額を差し引いた金額を返還していただきます。

(参考) 月額毎の保証料の差額

奨学金の月額	通常の保証料との差額 (月額)	通常の保証料との差額 (年額)
20,000円	1円	12円
30,000円	5円	60円
50,000円	9円	108円
70,000円	13円	156円
100,000円	25円	300円
120,000円	35円	420円

・「緊急特別無利子貸与型奨学金」の保証料は、通常の第二種奨学金（有利子）にかかる保証料より、少なくなります。

※大学院、高等専門学校の方は、項目番号等を適宜読み替えて入力いただきますようお願いいたします。

「緊急特別無利子貸与型奨学金」

インターネット（スカラネット）入力に関する補足

○「貸与奨学金案内」にある「スカラネット入力下書き用紙」及び以下の内容を参照のうえ、インターネット（スカラネット）から奨学金を申込みしてください。

スカラネット入力下書き用紙 2 ページ

画面	入力方法	チェック
申込選択 (1) 定期採用（1次又は2次） (2) 家計急変採用（給付） (3) 緊急採用・応急採用（貸与） (4) 第二種奨学金（短期留学）	<u>(3) 緊急採用・応急採用（貸与奨学金のみ）</u> を選択してください。 ※応急採用（緊急特別無利子貸与型奨学金）の申込みとなります。 ※誤って(1)、(2)または(4)を選択した場合、再申込となります。	<input type="checkbox"/>
マイナンバー提出書情報 申込ID パスワード	<入力不要> 申込選択画面で (3) 緊急採用・応急採用（貸与）を選択している場合は、表示されません。 ※マイナンバーは、奨学生として採用された後に本人分のみ提出していただきます。	<input type="checkbox"/>

スカラネット入力下書き用紙 3 ページ

画面	入力方法	チェック
C - 奨学金申込情報 1. あなたの希望する貸与奨学金を1つ選択してください。	<u>(3) 第二種奨学金のみ希望します。(a)内</u> を選択してください。 ※現在、第一種奨学金の貸与を受けている場合も、(b)や(c)の項目は選択しないでください。 ※緊急採用（第一種奨学金）を同時に希望する場合は、応急採用の申込後に、改めて緊急採用（第一種奨学金）を申込みしてください（(a)内の「(1) 第一種奨学金のみ希望します。」を選択）。	<input type="checkbox"/>

スカラネット入力下書き用紙 7 ページ

画面	入力方法	チェック
F - 奨学金貸与額情報 2. (4) あなたは何月分から貸与を希望しますか。	<u>アルバイト 収入が大幅に減少した月以降で 2022年4月～2023年3月の範囲で、希望する貸与開始月</u> を入力してください。 ※2022年3月以前は入力しないでください。	<input type="checkbox"/>
4. (1) あなたの希望する利率の算定方法を選択してください。	<u>(1) 利率固定方式</u> を選択してください。 ※採用後は無利子となりますので、便宜上の選択となります。	<input type="checkbox"/>

画面	入力方法	チェック
G－あなたの履歴情報 3.あなたはこれまでに日本学生支援機構の給付奨学金を受けていますか。/貸与奨学金を受けていますか。	これまで日本学生支援機構の奨学金を受けている（支給・貸与が終了しているものを含む）場合は、「はい」を選択し、その奨学生番号を入力してください。	<input type="checkbox"/>

画面	入力方法	チェック
J－あなたの家族情報 (f) 生計維持者①②の所得について、該当するものをすべて選び、年額を入力してください。	申込時にマイナンバーを提出しないため、以下の入力が必要です。 1.給与所得欄、2.商店・農業工業、個人経営のいずれかに「3.」～「9.」の数値（年額）も含めて入力してください。 ※収入に変化が生じている場合は、家計急変後の収入を入力してください。	<input type="checkbox"/>
	2021年度（2020年1月～12月分）の所得証明書類（ただし、9月以降に申込み場合、2022年度（2021年1月～12月分）の所得証明書類）を学校に提出してください。	<input type="checkbox"/>

画面	入力方法	チェック
K－特記情報 7.災害・震災に被災したことがある人で、被災した災害・震災が選択肢の中に含まれている場合は該当のものを選択してください。	緊急特別無利子 を選択してください。 ※異なる選択肢を選んだ場合、緊急特別無利子貸与型奨学生として正しく採用されない場合があります。	<input type="checkbox"/>
L－家庭事情情報 (全角 200 文字)	①家庭からの仕送り額、②生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合、③学生等本人のアルバイト収入の減少を明記し、新型コロナウイルス感染症の影響により、学生生活の継続に支障をきたしている事情等について、具体的に詳しく入力してください。	<input type="checkbox"/>

画面	入力方法	チェック
緊急・応急採用情報 1.家計急変の事由を1つ選択してください。	(15) 本人の収入減少及び支出増大に伴う経済困難 を選択してください。	<input type="checkbox"/>
2.家計急変の事由が生じた年月を記入してください。	アルバイト収入が大幅に減少した年月 を入力してください。	<input type="checkbox"/>
4.家計基準該当事由を選択してください。	(3) その他上記以外の家計急変により就学継続が困難のため を選択してください。 ※下記 A・B 欄の入力はしないでください。	<input type="checkbox"/>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等に対する緊急支援について
【休学者に係る第二種奨学生の推薦について】

現在、第二種奨学金の貸与を受けていない者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、今年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者で、在学学校長がその休学期間の活動が有意義であると認めた者について、第二種奨学生として推薦することができます。以下について参照のうえ、推薦してください。

1. 推薦対象

(1) 推薦区分及び対象学種

第二種奨学生

- ・ 大学、短期大学の本科生、専攻科生及び別科生
- ・ 専修学校（専門課程）の本科生及び上級学科生
- ・ 高等専門学校 of 本科生及び専攻科生
- ・ 大学院修士・博士前期課程、専門職大学院（法科大学院を含む。）、博士・博士後期課程及び博士医・歯・薬（4年制）・獣医学課程の学生

(2) 対象学年

全学年

※高等専門学校生（本科生）は4年次、5年次が対象です。

(3) 採用規模

推薦内示数はありません。

下記（4）対象者の要件に合致した適格者は全員推薦可能です。

(4) 対象者の要件

以下の①～④の要件を全て満たす者が対象です。

- ① 第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしている者
 - ・ 第一種奨学金の貸与を受けている者は、併用貸与の基準を満たしている必要があります。
 - ・ 各基準及び審査方法等は、在学定期採用に準じます。
- ② 推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていない者
- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、2022年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行っている又は活動を行う予定のある者

- ・ 推薦時に当該活動を行っていない場合は、通常の定期採用に申込み、今年度中に休学し当該活動を開始する時に「休学時奨学金継続願」の手続きをすることができます。
 - ・ 申請時において既に活動が終了している者は対象外です。
- ④ 当該休学期間の活動が、「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」など有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者
- ※ 当該要件を大学等が確認した上で推薦

2. 貸与期間

(1) 貸与始期

当該休学期間における活動開始年月（2022年4月～2022年9月）

※ 活動開始年月が2022年3月以前であっても貸与始期は2022年4月以降となります。

(2) 貸与終期

原則として卒業予定期

- ※ 当該休学期間における貸与期間は、最大1年間です。
 - ・ 貸与始期から1年経過後において、引き続き休学する場合は、「休学中奨学金採用願」（下記5.（1）①参照）の活動期間及び休学期間に基づき、本機構において休止処理を行います。なお、復学後に復活を希望する場合は、異動手続き（様式1-2）が必要です。
- ※ 当該休学期間後に卒業予定期が延長となる場合は、当該事由による第二種奨学金貸与期間延長手続きを行うことにより、最大で1年間貸与期間を延長することができます。
- ※ 当該休学による貸与期間は、修業年限に入ります。
- ※ 貸与中に奨学金が不要となった場合は、辞退の手続きが可能です。

3. 貸与金額

第二種奨学金の貸与金額については、「奨学事務の手引」、「奨学金案内」又は本機構ホームページ等をご確認ください。

なお、入学時特別増額貸与奨学金は対象となりません。

4. 推薦期間（書類提出期限）及び初回交付日

別紙1 4. を参照してください。

5.奨学金申込みにかかる留意点

(1) 提出書類

① 「休学中奨学金採用願」(学校担当者用ホームページに掲載)

当該休学期間にボランティアに参加する等(学びの複線化)の活動を行っている又は活動を行う予定がある学生等は、貸与を開始するため、「休学中奨学金採用願」を提出するようご案内をお願いします。学校にてお取りまとめいただき、別紙 1 の 4.「マイナンバー以外の必要書類提出期限」(大学院は(書類提出期限))までに、採用課採用係まで提出(消印有効)してください。

※ 推薦時にまだ当該活動を行っていない者(2022年9月までに活動を開始する者)についても、提出期限までにご提出をお願いします。

② その他の必要書類の提出

「奨学金案内」等を参照してください。

(2) スカラネットによる申込み

① 申込希望者向け資料

学校担当者用ホームページに資料「「休学中奨学金採用願」インターネット(スカラネット)入力に関する補足」(以下の②~⑧についても記載)を掲載しています。

本奨学金の申込希望者に対し、「奨学金案内」とあわせて制度や手続き方法を周知いただく際にご利用ください。

② 採用種別の選択画面

「(1) 定期採用(1次又は2次)」を選択するようご案内をお願いします。

③ 希望する貸与奨学金の選択

(C-奨学金申込情報)

申込者の状況により、選択するようご案内をお願いします。

④ 学年の選択

(D-あなたの在学情報 1(5))

休学前の卒業予定年月にあわせた実質学年を入力してください。

⑤ 卒業予定年月の選択

(D-あなたの在学情報 1(8))

当該休学期間に入る前の卒業予定年月を入力するようご案内をお願いします。

⑥ 希望する貸与開始月の選択

(F-奨学金貸与額情報 2(4))

当該休学期間における活動開始年月「2022年4月~2022年9月」の範囲内で入力するようご案内をお願いします。なお、当該休学期間中に、断続的に活動を繰り返している場合、最初の活動開始年月を入力してください。また、活動開始が2022年3月以前の場合は、2022年4月以降を入力してください。

⑦ 被災状況コードの選択<<重要>>

(K - 特記情報 7.)

プルダウンリストから「**休学中 (学びの複線化)**」を選択するようご案内をお願いします。

※ 未選択、又は誤って他の項目を選択した場合は、本奨学金の選考対象となりませんので注意してください。

⑧ 家庭事情の入力

(L - 家庭事情情報)

「新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、休学中にボランティアに参加するため」等と入力するようご案内ください。

※ 大学院、高等専門学校の場合は、() 内の項目番号等を読み替えてご確認ください。

6. 推薦にかかる留意点

(1) 選考ソフトからの推薦にあたっては、学校担当者用ホームページに資料「<<休学中奨学金採用願>>選考ソフトの入力内容の確認に関する補足」を掲載していますので、ご確認ください。

(2) 入力内容について以下の点を確認のうえ推薦してください。

- ・**定期採用**の申込みであること
- ・第二種奨学金の申込区分であること
- ・希望する貸与始期は、活動開始年月 **(2022 年 4 月 ~ 2022 年 9 月)** であること
- ・被災状況は **休学中 (学びの複線化)** であること

(3) 「貸与推薦所見」の入力

スカラネットの「家庭事情欄」及び「休学中奨学金採用願」を確認のうえ、学校において当該休学期間の活動内容が有意義であると認められる場合は、「貸与推薦所見」にその旨及び活動期間を入力のうえ、対象学生等を推薦してください。

なお、断続的に活動を繰り返している場合は、活動期間の詳細、及び活動停止期間を有意義な活動期間の一部として認められるか否かについても入力してください。

(貸与推薦所見の例)

「新型コロナウイルスの影響により、202●年●月●日から休学し、学外において●●の●●活動に2022年●月から継続的に参加しており、その活動内容は教育的活動に資するものと認められる。」

(4) 本奨学金の推薦にあたり「推薦書」(紙)の提出は必要ありません。

7. その他

(1) 採用関係帳票について

本奨学金の採用者については、通常の第一種奨学生や第二種奨学生として採用となった者と共に、奨学関係月次発送において各学校へ「奨学生証」及び「返還誓約書」を送付します。

(2) 貸与奨学金の返還について

本機構の貸与奨学金は、返還の義務があります。そのため、返還時の負担を考慮した適切な貸与月額を選択する等、学生等が返還義務と返還時の負担の程度を十分自覚したうえで奨学金の申請手続を行うよう、ご指導願います。

以上

【学校ご担当者からのお問い合わせ先】

貸与・給付部 採用課 採用係（特設電話）

電 話：03-6636-6180（平日 9時～18時15分）

F A X：03-6743-6669

※大学院、高等専門学校の方は、項目番号等を適宜読み替えて入力いただきますようお願いいたします。

《休学中奨学金採用願》

インターネット（スカラネット）入力に関する補足

○「貸与奨学金案内」にある「スカラネット入力下書き用紙」及び以下の内容を参照のうえ、インターネット（スカラネット）から奨学金を申込みしてください。

スカラネット入力下書き用紙 2ページ

画面	入力方法	チェック
申込選択 (1) 定期採用（1次又は2次） (2) 家計急変採用（給付） (3) 緊急採用・応急採用（貸与） (4) 第二種奨学金（短期留学）	<u>(1) 定期採用（1次又は2次）</u> を選択してください。 ※誤って(2)~(4)を選択した場合、再申込となります。	<input type="checkbox"/>
マイナンバー提出書情報 申込ID パスワード	「マイナンバー提出書」に印字されている申込IDとパスワードを入力してください。 ※スカラネット入力完了時に表示される「受付番号」を、「マイナンバー提出書」に記入してください。記入後、指定された手続きにより速やかに送付してください。	<input type="checkbox"/>

スカラネット入力下書き用紙 3ページ

画面	入力方法	チェック
C－奨学金申込情報 1. あなたの希望する貸与奨学金を1つ選択してください。	<u>申込者の状況により、第二種奨学金（又は併用貸与）を含む項目を選択してください。</u>	<input type="checkbox"/>

スカラネット入力下書き用紙 5ページ

画面	入力方法	チェック
D－あなたの在学情報 1. (5) 学年を記入してください。	休学前の卒業予定年月にあわせた実質学年を入力してください。	<input type="checkbox"/>
(8) あなたの正規の卒業予定年月を記入してください。	休学に入る前の卒業予定年月を入力してください。	<input type="checkbox"/>

スカラネット入力下書き用紙 7 ページ

画面	入力方法	チェック
F - 奨学金貸与額情報 2. (4) あなたは何月分から貸与を希望しますか。	2022年4月～2022年9月 の範囲内で、休学中に活動開始する年月を入力してください。 ※活動開始が2022年3月以前の場合は、「2022年4月」、申込時点で活動していない場合は、2022年9月までの範囲内で開始する年月を入力してください。	<input type="checkbox"/>

スカラネット入力下書き用紙 8 ページ

画面	入力方法	チェック
G - あなたの履歴情報 3. あなたはこれまでに、日本学生支援機構の給付奨学金を受けていますか。/貸与奨学金を受けていますか。	これまでに日本学生支援機構の奨学金を受けている（支給・貸与が終了しているものを含む）場合は、「はい」を選択し、その奨学生番号を入力してください。	<input type="checkbox"/>

スカラネット入力下書き用紙 12 13 ページ

画面	入力方法	チェック
J - あなたの家族情報 (f) 生計維持者①②の所得について、該当するものをすべて選び、年額を入力してください。	「1. 給与所得」、または「2. 商店・農業工業、個人経営」に該当し、 2020年1月2日から申込時点までに生計維持者の勤務先に変更がない場合は、当該項目の年額の入力は不要 です。 2020年1月2日から申込時点までに勤務先に変更がある場合、当該項目の年額の入力が必要 です。 ※上記以外に、申込時点で「3. 失業手当」～「9. その他」に該当する所得があれば該当する全ての項目に年額を入力してください（生活保護費は原則としてマイナンバーより情報連携しますので、金額の入力は不要です。）。	<input type="checkbox"/>

スカラネット入力下書き用紙 14 ページ

画面	入力方法	チェック
K - 特記情報 7. 災害・震災に被災したことがある人で、被災した災害・震災が選択肢の中に含まれている場合は該当のものを選択してください。	休学中（学びの複線化） を選択してください。 ※異なる選択肢を選んだ場合、第二種奨学生として正しく採用されない場合があります。	<input type="checkbox"/>
L - 家庭事情情報 (全角 200 文字)	「新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、休学中にボランティアに参加するため」 等と入力してください。	<input type="checkbox"/>

[様式]

休学中奨学金採用願

第二種奨学金のみ

【新型コロナウイルス感染症の影響に係る各種支援専用】

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり休学期間中に活動しますので、奨学金の貸与をお願いします。

■ 奨学生記入欄 (記入必須)

在籍学校名	届出年月日	20	年	月	日		
	生年月日		年	月	日		
学部・学科(課程・研究科)	学籍番号						
	フリガナ						
学年	年	氏(自署名)					
活動先(団体名等)							
ボランティアに参加する等(学びの複線化)の活動期間	活動始期(2022年4月以降の日付を記載)		終期(最長で1年間までを記入してください)				
	20	年	月	日	～ 20	年	月
*活動始期をスカラネットに入力する貸与始期としてください。							
活動内容 (該当を☑で選択、複数選択可)	<input type="checkbox"/> 社会的貢献活動 <input type="checkbox"/> 専攻分野に資する活動 <input type="checkbox"/> 自己の人間形成に役立つ活動						
活動内容詳細							

※学籍上の身分が「休学」の場合のみ提出することができます。在学中及び留学中の場合は該当しません。

※休学中に貸与できる期間は、2022年4月以降の活動月から最長で1年間とします。

※活動開始年月が2022年4月～9月の者が対象です。(2020年度又は2021年度から休学し2022年度も継続して当該活動を行っている者も申請可能ですが、その場合、2022年4月以降分からの振込となります。)

■ 学校記入欄 (記入必須)

休学期間	20	年	月	日	～	20	年	月	日
学校長承認 (有益と認められる場合は☑を記入)	<input type="checkbox"/> 上記の活動について学校長が教育上有益と認めている								

※☑の記入がない場合は不採用となります。

上記記載のとおり相違ないことを証明いたします。

(学校の証明) 20

年

月

日

学校名

関係課長(※)

電話番号 (担当者名)	学校番号	区分
-		
()		

※証明者は課長相当職以上の方としてください。なお、職印の押印は必要ありません。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

(22.4)

提出先	郵送の要否
採用係	郵送必要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等に対する緊急支援について
【休学中の学生等を対象とした第二種奨学金の継続貸与について（採用後の支援）】

第二種奨学金の貸与を受けている者（令和4年度に第二種奨学生として採用された者を含む）で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和4年度中に休学しボランティアに参加する等の活動を行う者で、在学学校長がその休学期間の活動が有意義であると認めた者については、休学中も貸与を最大1年継続できます。つきましては、以下の対象となる学生等に、「休学時奨学金継続願」（学校担当者用ホームページ掲載）の提出についてご案内いただきますようお願いいたします。

1. 対象学種

- (1) 大学、短期大学の本科生、専攻科生及び別科生
- (2) 専修学校（専門課程）の本科生及び上級学科生
- (3) 高等専門学校 of 本科生及び専攻科生
- (4) 大学院修士・博士前期課程、専門職大学院（法科大学院を含む。）、博士・博士後期課程及び博士医・歯・薬（4年制）・獣医学課程の学生

2. 対象学年

全学年

- ※ 高等専門学校生（本科生）は4年次、5年次が対象です。

3. 対象者の要件

次の(1)～(3)の全てを満たす者

- (1) 令和4年度に第二種奨学金の貸与を受けている者
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和4年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者
 - ※ 申請時において既に復学している者は対象外です。
 - ※ 令和3年度から休学し令和4年度も継続して当該活動を行っている者も対象となりますが、令和4年度に新たに申請する者については、継続貸与の開始は令和4年4月以降となります。
- (3) (2)の休学期間の活動が有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者
 - ※ 「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」等の活動内容であることが認められる場合は対象となります。

4. 提出書類

「休学時奨学金継続願」（学校担当者用ホームページ掲載）

5. 提出期限

毎月10日（土日祝日の場合はその翌日）

〔書類送付先〕 奨学指導課 異動・補導係

- ※ 提出書類に不備等がない場合は、本機構において復活（又は振込保留解除）の処理を行い、提出の翌月に当該活動の開始（令和4年4月以降）に遡って奨学金を振り込みます。
- ※ 当該活動を行う2か月前から当該活動を開始後2か月後までを目安として、本機構に書類を提出してください。

6. 貸与期間

活動を開始した月から最大1年間

- ※ 当該休学期間における活動開始年月が令和4年4月～9月の者に限ります。
（令和4年10月以降に活動を開始する者の取扱いは、改めてご連絡します。）
- ※ 令和3年度に1年未満の継続貸与を受けた者は、残り月数分の継続貸与を受けることができます。例えば、令和3年度に当該支援の継続貸与を6か月受けた者が、令和4年度に新たに当該支援を申請する場合は、残り6か月の貸与継続が可能です。

7 提出等にかかる留意点

- （1） 活動内容を選択の上、活動内容詳細欄に次の2点を記載するようご案内をお願いいたします。
 - ・「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に休学し活動（具体的に記載）を行うこと」
 - ・「奨学金の継続が必要であること」
- （2） 断続的に活動を繰り返している場合に生じる活動停止期間についても、有意義な活動期間の一部として在学学校長が認める場合は、貸与を受けることができます。
- （3） 対象者について、復学後に卒業延期となる場合は「第二種奨学金貸与期間延長願」を提出することができます（学業成績不振による卒業延期を除く）。
- （4） 活動期間終了後も引き続き休学する場合は、「休学时奨学金継続願」に記載の活動期間及び休学期間に基づき、本機構において活動期間終了年月の翌月から休止処理を行います。なお、活動期間を延長する場合や、休学期間を短縮する場合は、奨学指導課異動・補導係にご連絡ください。
- （5） 当該休学期間における継続貸与期間は、最大1年間です。活動期間開始年月から1年を超えて休学する場合は、上記（4）と同様に本機構にて休止処理を行います。
- （6） 令和3年度に当該支援の申請を行い、令和4年4月以降も当該支援の対象者として貸与を継続（最大1年）している者は、改めて書類を提出する必要はありません。

以上

【学校ご担当者からのお問い合わせ先】

貸与・給付部 奨学指導課 異動・補導係

電話：03-6743-6039（平日 8時30分～18時15分）

FAX：03-6743-6673

[様式]

休学時奨学金継続願

第二種奨学金のみ

【学籍上の身分が「休学」「留学」「在学」を除くの場合のみ提出可能】

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり休学期間中に活動しますので、引き続き奨学金の貸与をお願いします。

■ 奨学生記入欄 (記入必須)

在籍学校名	届出年月日	20	年	月	日
	生年月日		年	月	日
学部・学科(課程・研究科)	学籍番号				
	フリガナ				
学 年	年	氏名(自署)			
奨学生番号 (現在貸与を受けている 第二種奨学金 の奨学生番号を記入)					
第二種	8			0	
活動先(団体名等)					
ボランティアに参加する等(学 びの複線化)の活動期間	20	年	月	～	20
活動内容 (該当を☑で選択、複数選択可)	<input type="checkbox"/> 社会的貢献活動 <input type="checkbox"/> 専攻分野に資する活動 <input type="checkbox"/> 自己の人間形成に役立つ活動				
活動内容詳細					

※ 継続貸与期間は最大で1年間とします。

※ 活動期間終了後(または活動開始年月から1年経過後)に引き続き休学している場合は、奨学金の振込みが止まります。活動期間が延長になった場合や休学期間が短縮になった場合は、学校に申し出てください。

※ 活動開始年月が2022年4月～9月の者が対象です。(2021年度から休学し2022年度も継続して当該活動を行っている者も申請可能ですが、その場合、2022年4月分からの振込再開(復活)となります。)

■ 学校記入欄 (記入必須)

休学期間	20 年 月 日 ～ 20 年 月 日			
返還誓約書機構提出 (該当を☑で選択)	<input type="checkbox"/> 提出済み	<input type="checkbox"/> 提出予定	卒業予定年月	20 年 月 日
学校長承認	<input type="checkbox"/> 上記の活動について学校長が教育上有益と認めている			

上記記載のとおり相違ないことを証明いたします。

(学校の証明) 20 年 月 日

学校名

関係課長(※)

電話番号(担当者名)

学校番号

区分

— ()

⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮

※証明者は課長相当職以上の方としてください。なお、職印の押印は必要ありません。

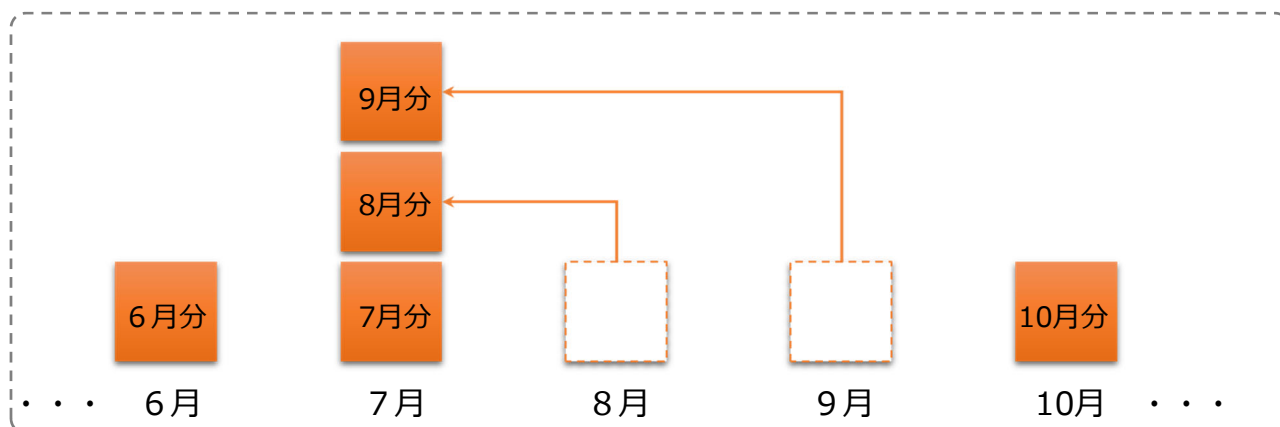
ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

(22.4)

提出先 異動・補導係	郵送の要否 郵送必要	スカラAC入力 入力不可
---------------	---------------	-----------------

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等に対する緊急支援について
【貸与奨学金の期日前交付（既採用者が対象）】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、まとまったお金が必要となった学生等への支援として、奨学生からの願出により、7月の貸与奨学金振込日（令和4年7月11日（月））に8月分及び9月分を期日前に振り込みます。



1. 対象

第一種奨学金・第二種奨学金（いずれも全学種・全学年）

- ※ 1 すでに第一種奨学生・第二種奨学生として採用されている者が対象です。（令和4年度採用者を含む）
- ※ 2 7月に7～9月分を振り込みますので、次の奨学金の振込は10月になります。
- ※ 3 利用している奨学金の状態等によっては利用できない場合があります。
 （利用できない具体例）
 - ・令和4年7月～9月分の奨学金の振込状態が「休・停止中」、「保留中」となっている。
 - ・給付奨学金を併せて受給していることにより、貸与月額が0円となっている第一種奨学金
 - ・第一種奨学金の期日前交付を希望する場合で、併せて受給している給付奨学金の支援区分が9月分まで確定していない。
 - ・人的保証から機関保証への変更手続き中（予定を含む） 等

2. 提出書類

「期日前交付申請書」（別添様式）

3. 提出期限

令和4年6月10日（金）必着

[書類提出先]貸与・給付部奨学指導課 異動・補導係

- ※ 奨学生から提出があったものから順次お送りください。早めの送付をお願いします。

以上

【学校ご担当者からのお問い合わせ先】

貸与・給付部 奨学指導課 異動・補導係

電話：03-6743-6039（平日 8時30分～18時15分）

FAX：03-6743-6673

期日前交付申請書

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

新型コロナウイルス感染症の影響等特別な事情が発生したため、下記のとおり、貸与奨学金の期日前交付をお願いします。
なお、奨学金の期日前交付を受けた際には、翌月及び翌々月は奨学金の振込が止まることについて同意します。

奨学生番号				学籍番号	提出日	西暦	年	月	日
0					生年月日	西暦	年	月	日
大学(院)	学部	学科(科)	年次	フリガナ					
短期大学	課程	研究科		氏名(自署)					
学校									

※太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、学校に提出すること。

◎期日前交付内容	2022年7月振込み時に3か月分(7月分～9月分まで)を一括振込み
----------	-----------------------------------

※期日前交付を受けた期間(2022年8～9月)の振込みはありません。
※給付奨学金を併せて受給していることにより、貸与月額が0円となっている第一種奨学金にて申請された場合は利用できません。
※「奨学金貸与月額変更願(届)」を同時に提出する場合は、本紙にホチキス止めて提出してください。

■ 本人が未成年者の場合のみ記入

上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

親権者又は未成年後見人	〒	住所	電話番号
	(親権者・未成年後見人)		
	氏名		
	(自署)		
	〒	住所	電話番号
	(親権者)		
氏名			
(自署)			

本人が未成年者の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親です。両親がいる場合は、必ず二名とも記入してください。いずれかがいない場合は一人が記入し、余白に一人の旨を記入してください。未成年後見人がいる場合は、未成年後見人が自署してください。奨学金申込時の「親権者又は未成年後見人」から変更されている場合は、余白にその旨を記入してください。

● 学校記入欄(必須)

返還誓約書 機構提出 (<input checked="" type="checkbox"/>) を記入)	<input type="checkbox"/> 提出済	<input type="checkbox"/> 提出予定
------------------------------------------------------------	------------------------------	-------------------------------

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 2022 年 月 日

学 校 名

関係課長 (※)

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

電話番号 (担当者名)	
— — ()	
学校番号	区分
.....

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

(22.4)